



みやぎアピール大行動2022 実行委員会

News

発行／みやぎアピール大行動実行委員会事務局
メール：appeal318@hotmail.co.jp

2022.10.28. FRI No.26

(注 / 報道記事転載の為、組織内資料扱)

#いのちを分けない社会へ



旧優生保護法の強制不妊手術 “国は責任認め調査や検証を”

<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20221025/k10013869781000.html>

2022年10月25日 NHK

旧優生保護法のもとで、障害などを理由に不妊手術を強制された人たちが25日、都内で集会を開き、国に対して、責任を認めたとうえで被害の調査や検証を行うよう訴えました。

旧優生保護法をめぐるのは、国に対して損害賠償を求める裁判を起こした人が全国で合わせて31人となり、このうち5人が亡くなっています。

東京の日比谷公園で開かれた集会には、障害などを理由に不妊手術を強制された人やその家族など、およそ1300人が参加しました。

この中で裁判の原告の1人で北三郎さんの名前で活動する都内の79歳の男性が「当事者は高齢の人ばかりであとがありません。無念の思いを持たずに生きるためにも、一日も早く全面解決することを祈っています」と訴えました。

このあと国に対して責任を認めたとうえで、人権と尊厳の回復を求めることや被害の調査や検証を行い、再発防止策を確立することなどを訴えるアピール文が読み上げられました。

集会を主催した「優生保護法問題の全面解決をめざす全国連絡会」の利光恵子共同代表は「新型コロナの影響で集会を開催することが難しかったが、今回開催できたことで、多くの人たちが解決を求めていることを、目に見える形で国や社会に示すことができたと思います」と話していました。



優生保護法問題の全面解決をめざす10.25全国集会 アピール

優生保護法は、1948年から1996年までの48年間存在し、障害のある人たちを中心に強制不妊手術や中絶手術を強要された被害者は、厚生労働省の公表で約8万4千人いると言われていました。

原告の多くは、2018年にはじまった仙台地裁の裁判報道や全日本ろうあ連盟の実態調査で、自分が受けた手術が優生保護法によるものだったと知りました。2022年9月26日には、25人の原告に加え、新たに6人が提訴しています。原告らは、裁判で、すさまじい過去を語り、「元の体に戻してほしい」「同じ過ちを二度と繰り返さないで」と訴えました。原告らの憤り、差別や偏見の中で生きてきた苦しみが、裁判を通じて明らかになりました。

津久井やまゆり園の殺傷事件をはじめ、障害のある人に対する虐待事件や心無い差別は後を絶ちません。このことは、優生保護法の条項「この法律は、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」と無関係だとは思えません。優生保護法は、障害のある人たちの人権を奪っただけではなく、社会に誤った障害観を植え付け、優生思想を根付かせてしまったのです。

この法律をつくった国会議員それを運用し強制手術に関わった行政、医療関係者、そして地方裁判所の裁判官たちは、どんな思いで原告の訴えを聞いたのでしょうか。福祉、教育、メディア関係者、市民の多くも、ここに集う私たちもどこまで真剣にこの問題に向き合ってきたでしょう。

被害者は高齢になり、原告のうち5人が亡くなりました。解決に向けて一刻の猶予も許されません。私たちは、今日の集会で「優生保護法問題は終わっていない」こと、障害のある人への根深い差別や優生思想を、自分の問題として考える大事さを、改めて確認しました。

私たちは優生保護法問題の全面解決のために、過去の過ちを見直し、原告と被害者の人権と尊厳を取り戻し、「いのちを分けない」未来を創るために、国に以下のことを求めます。

1. 国の責任を認め、被害者すべてに謝罪と補償、そして人権と尊厳の回復を求めます。
2. 優生保護法の被害実態の調査・検証、再発防止策の確立を求めます。
3. 国は2022年2月22日大阪高等裁判所、3月11日東京高等裁判所の判決に対する上告を直ちに取下げ、すべての裁判で原告の訴えを認め、裁判の終決を求めます。
4. 改正後も被害を生み出している優生保護法問題の解決をめざし、差別のない、いのちを分けない社会をつくる施策の検討のため、被害者、障害当事者、関係団体及び弁護士等との継続的な検討協議の場を求めます。

2022年10月25日

優生保護法問題の全面解決をめざす10.25全国集会参加者一同

